

継続

原議保存期間	30年（平成61年3月31日まで）
有効期間	一 種（平成36年3月31日まで）

各管区警察局広域調整担当部長
警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長

警 察 庁 丁 運 発 第 5 5 号
平 成 3 1 年 3 月 2 2 日
警察庁交通局運転免許課長

新任運転適性指導員研修の終了者等に対する実務実習等について
みだしの件については、「新任運転適性指導員研修の終了者等に対する実務実習等について」（平成19年4月23日付け警察庁丁運発第48号）により実施してきたところであるが、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第5条第5号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する運転適性指導についての技能及び知識に関する講習として自動車安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員（一般）研修が追加されたこと、また、飲酒運転を理由として運転免許の取消処分を受けた者等を対象とする取消処分者講習（以下「飲酒取消講習」という。）が実施されることを踏まえ、所要の改正を行い、下記のとおりとするので事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は、平成25年3月25日をもって廃止する。

記

第1 新任運転適性指導員研修の終了者等に対する実務実習

1 目的

規則第5条第5号に定める国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修）の終了者等に対し、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）における取消処分者講習（以下「講習」という。）の実施現場の観察学習、講習補助を経験させる実務実習を実施することにより、運転適性指導員が行う講習における運転適性指導の実効性の確保を図るものである。

2 実務実習対象者

公安委員会は、次の者を実務実習の対象者（以下「実習生」という。）として

指定するものとする。

なお、実習生に飲酒取消講習の実務実習を実施させる場合には、当該実習生は、アルコール依存症の専門医から、アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション及びディスカッションについての教養を受けた者でなければならぬものとする。

- (1) 新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修の終了者で、運転適性指導員として講習における運転適性指導に従事することを予定している者
- (2) 公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査（以下「公安委員会の審査」という。）に合格した者のうち、講習指導員として従事した期間から3年以上経過している者
- (3) 公安委員会が実習の必要性があると認めた運転適性指導員
- (4) 指定講習機関から実習の申出があった運転適性指導員

3 実施方法等

講習は受講が受講者の運転免許試験の受験資格となるものであり、講習自体の実効性や受講者の心理状態等に特段の配意をすべきことは言うまでもないので、実務実習については、講習受講者への特別の負担や講習進行への支障等がないよう、原則として講習の日課時間の範囲内で、次の方法により実施するものとする。

(1) 実施の通知

実習生の早期把握に努め、把握した都度、別記様式1「取消処分者講習に係る実務実習通知書」に準じた様式により、実習生が所属する指定講習機関に対し通知するものとする。

なお、第1の2(4)の指定講習機関からの申出があったときは、その理由について聴取し、当該運転適性指導員について実務実習の必要性の有無を判断すること。

(2) 実習期間

原則として、講義等1日及び研修6日（2日間（13時間）の講習を3回経験）の7日間とする。

なお、飲酒取消講習を実務実習させる場合、当該講習は1日目と2日目との間に30日以上の間隔を置くこととされているが、実習においては、可能な限り1日目と2日目が近接している日程（この場合、1日目の講習受講者と2日目の講習受講者は異なることとなる。）を選択の上、合計13時間の研修を実施すること。

(3) 実務実習案

実務実習は、講習指導員が行う講習の内容や進め方などについて観察学習及び講習の補助を基本とし、一般の講習については別表1「取消処分者講習に係

る実務実習実施基準」に、飲酒取消講習については別表2「飲酒取消講習に係る実務実習実施基準」に、それぞれ準拠した科目、内容及び時間を定めた実務実習案を作成の上、計画的に実施するものとする。

(4) 実習結果の通知

公安委員会は、実務実習の結果について、別記様式2「取消処分者講習に係る実務実習結果通知書」に準じた様式により、実習生が所属する指定講習機関に対し通知するものとする。

4 実施上の留意事項

(1) 指導体制の確立

ア 実務実習を実施するに当たっては、実務実習責任者及び実務実習指導官を指定すること。

イ 実務実習責任者は、原則として警部又は同相当職の者をもって當て、実務実習指導官を指揮して実務実習を総括するものとする。

ウ 実務実習指導官は、講習指導員の中から指定する者をもって當て、実務実習全般について実務実習責任者の指揮を受け、実習生の指導に当たるものとする。

なお、実務実習指導官は専従の配置が望ましいが、これに拘りがたい場合は、講習指導員が実務実習指導官を兼ねて実習生の指導に当たることができるものとする。

(2) 実務実習指導官の指示

実務実習指導官は、実習生に対して明確な指示を行い、指示に従って行動をさせること。

なお、実習生に講習の補助を行わせる場合は、事前に、補助する科目の内容、補助の範囲等について十分な説明を行うこと。

(3) 実習生による講習の実践

講習補助の一環として、実務実習指導官の判断により、実習生に講習を実践させることができるものとするが、この場合、必ず実務実習指導官が実習生の直近で指導しながら行うこと。

(4) 実務実習結果の作成

第1の3(4)の実務実習結果については、実務実習責任者が実務実習指導官の意見を参考にして作成すること。

(5) 再実務実習又は補充教養の実施

実務実習について、別記様式2の「E（要指導）」に該当する項目がある場合は、実習生が所属する指定講習機関と協議した上で、再実務実習又は補充教養を行うこと。

(6) 実習生の服装

運転適性指導員としてふさわしい服装で、公安委員会又は警察のネームの入っていないものを着用するものとする。

第2 運転適性指導員に対する指名

1 指名の目安

規則第17条の規定に基づく運転適性指導員の指名の目安は、現に運転適性指導員であって、かつ、おおむね過去5年以内に自動車安全運転センターの実施する新任運転適性指導員研修、取消処分者講習指導員（一般）研修又は現任運転適性指導員研修を受講したことがない者とする。

2 留意事項

- (1) 1の指名を行うに当たっては、各都道府県内の運転適性指導員の現任（新任）運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修の受講状況を十分に把握した上で、計画的に行うこと。
- (2) 公安委員会の審査により運転適性指導員になった者であって、現任運転適性指導員研修を受けていない者は、速やかに指名し、当該研修を受講させること。

【継続処理状況】

初回発出日：平成25年3月25日
(有効期間：平成31年3月31日)

別表 1

取消処分者講習に係る実務実習実施基準

回目	日目	実習科目	実習内容	注意事項等	時間	
					小計	計
—	1	1 実務実習の目的等に関する教養	1 取消処分者講習の目的及び必要性並びに実務実習の目的 2 管内の交通事故の発生状況と違反実態 3 取消処分者等の実態と取消処分者講習受講の状況 4 運転適性検査、安全カウンセリングの重要性 5 実務実習実施上の留意事項	○ 初日は実務実習責任者が実習生に対して講義を中心とした教養を行う。	2	8
		2 実習生の修得状況の確認	1 運転適性検査用紙を使用した検査の実施、採点評価、診断票の作成要領等の確認 2 運転適性検査器材を使用した検査の実施、指導方法等の確認 3 二輪車・四輪車を使用した運転技能とアドバイス、診断ポイント等の確認	○ 実務実習責任者又は実務実習指導官は、新任運転適性指導員研修での修得状況について、講習に入る前に実際に実習生に行わせ確認する。	6	
1	2	1 実務実習	1 各都道府県で定める講習指導案に基づく内容（1日目）	○ 毎回1日目の「導入」部分の「講師及び受講者の自己紹介」で実習生を紹介する。	7	1 4
		2 質疑・指導	1 講習終了後、実習生からの質疑及び実務実習指導官からの指導、助言等		30分	
	3	1 実務実習	1 各都道府県で定める講習指導案に基づく内容（2日目）	○ 講習の実践は第1回目2日目以降からとする。	6	
		2 質疑・指導	1 講習終了後、実習生からの質疑及び実務実習指導官からの指導、助言等		30分	
2	4	第1回目と同様	第1回目と同様		—	1 4
	5					
3	6	1 実務実習	第1回目と同様		7	1 4
		2 質疑・指導	第1回目と同様		30分	
	7	1 実務実習	第1回目と同様		6	
		2 実習結果検討会	1 講習終了後、実務実習責任者及び実務実習指導官出席による実習結果検討会を開催	○ 実務実習の結果の内容によっては、検討会へ所属する管理者を招致すること。	30分	
計	7					50

別表2

飲酒取消講習に係る実務実習実施基準

回目	日目	実習科目	実習内容	注意事項等	時間	
					小計	計
1	1	1 実務実習の目的等に関する教養	1 飲酒取消講習の目的及び必要性並びに実務実習の目的 2 管内の交通事故の発生状況と違反実態 3 取消処分者等の実態と飲酒取消講習受講の状況 4 運転適性検査、安全カウンセリングの重要性 5 アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターインション及びディスカッションの意義 6 実務実習実施上の留意事項	○ 初日は実務実習責任者が実習生に対して講義を中心とした教養を行う。	2	8
		2 実習生の修得状況の確認	1 運転適性検査用紙を使用した検査の実施、採点評価、診断票の作成要領等の確認 2 運転適性検査器材を使用した検査の実施、指導方法等の確認 3 二輪車・四輪車を使用した運転技能とアドバイス、診断ポイント等の確認 4 アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターインション及びディスカッションの実施、指導方法等の確認	○ 実務実習責任者又は実務実習指導官は、新任運転適性指導員研修での修得状況について、講習に入る前に実際に実習生に行わせ確認する。	6	
1	2	1 実務実習	1 各都道府県で定める講習指導案に基づく内容（1日目）	○ 毎回1日目の「導入」部分の「講師及び受講者の自己紹介」で実習生を紹介する。	7	14
		2 質疑・指導	1 講習終了後、実習生からの質疑及び実務実習指導官からの指導、助言等		30分	
	3	1 実務実習	1 各都道府県で定める講習指導案に基づく内容（2日目）	○ 講習の実践は第1回目2日目以降からとする。	6	
		2 質疑・指導	1 講習終了後、実習生からの質疑及び実務実習指導官からの指導、助言等		30分	
2	4	第1回目と同様	第1回目と同様		—	14
	5					
3	6	1 実務実習	第1回目と同様		7	14
		2 質疑・指導	第1回目と同様		30分	
	7	1 実務実習	第1回目と同様		6	
		2 実習結果検討会	1 講習終了後、実務実習責任者及び実務実習指導官出席による実習結果検討会を開催	○ 実務実習の結果の内容によつては、検討会へ所属する管理者を招致すること。	30分	
計	7				50	

別記様式1

適第 号

取消処分者講習に係る実務実習通知書

年 月 日

指定講習機関名
責 任 者 殿

公 安 委 員 会

印

運転適性指導員が行う取消処分者講習の実効性を確保する

必要があるため、下記のとおり実務実習を行うので、実習

生を派遣されたい。

※

詳細は別途連絡。

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

実習生氏名	
実習期間	年 月 日から 年 月 日まで
実習場所	

別記様式2

適第 号

取消処分者講習に係る実務実習結果通知書

年 月 日

指定講習機関名
責 任 者 殿

公 安 委 員 会 印

適第 号により実習生 に対する実務実習の
の結果については、下記のとおりであるから通知する。

項目	理解度	指導力
筆記、口頭に基づく運転適性診断	A B C D E	A B C D E
運転適性検査器材使用による指導	A B C D E	A B C D E
実車、シミュレーターによる指導	A B C D E	A B C D E
(連絡事項)		

※ 「理解度」及び「指導力」の欄の「A B C D E」は、「A」は優秀、「B」は優良、「C」は良好、「D」は普通、「E」は要指導を示す。

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。